

振り込め詐欺等の金融犯罪にくれぐれもご注意ください。

確実に値上がりするなどといった投資を勧誘する未公開株勧誘詐欺、医療費、税金、年金等の還付があるなどといった巧妙にATMを操作させてお金を振り込ませる詐欺が多発しています。

また、お子さんやお孫さん、または警察官、弁護士、国税局・税務署員、社会保険事務所職員などになりすましお金を振り込ませる詐欺なども続発しています。お客さまにおかれましても、このような被害に遭われないよう十分ご注意ください。

*振り込め詐欺等の被害者の迅速な被害回復を図る「振り込め詐欺救済法」が施行されています(平成20年6月1日)。詳しくは窓口へお問い合わせください。

ちょっと待って 振り込む前に確認を!

●だまされない ●あわてない ●振り込まない ●本人に確認する

ATMコーナーでの携帯電話はご遠慮ください。



振り込め詐欺をはじめとする金融犯罪防止のため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

ATMコーナーで携帯電話をご使用のお客さまには、犯罪被害を防止する観点から、職員などがお声をかけさせていただくことがあります。

未公開株勧誘詐欺

「相場間近」「値上がり確実」などと言って未公開株、私募債、ファンド(組合)の勧誘詐欺に関する被害が拡大しています。少しでも「怪しい」と思った場合には取引を見合わせ、ご家族や各官公庁相談窓口へのご相談をお勧めいたします。

少しでも怪しいと思ったら…

- ご家族、最寄の警察署へ相談
- 日本証券業協会 ☎0120-344-9999 (未公開株通報専用センター)

振り込め詐欺

「会社のお金を使い込んだ。近々監査が入るのでお金が必要。」「交通事故を起こした。お金がすぐいるんだ!」「○○に金を借りて返さないといけな…」などといったお金を振り込ませる。

お金をすぐに振り込んだりしない。あわてず、落ちついて電話を切った後、関係者やお子さんの勤め先、警察などと連絡をとり、事実を確認する。

還付金等詐欺や融資保証金詐欺

「税務署ですが還付金があるのでATMに行ってください。」などと言ってATMに向かわせ携帯電話でATMの操作を指示し、犯人の口座に送金させる還付金詐欺。借入れの申込みをしたら、保証料を支払ってくれたら融資が可能などという融資保証金詐欺。

ATMでは還付金を受け取る機能はありません。そのような電話がかかってきたら、まずご家族、ご親戚、警察署などへ相談。

振り込め詐欺等の犯罪被害金支払についてのご案内

振り込め詐欺等の犯罪により、金融機関の口座に振り込まれ滞留している犯罪被害金を、被害に遭われた方に支払う手続き等について定めた「振り込め詐欺救済法」が平成20年6月21日から施行されました。

対象となる犯罪利用口座について

振り込め詐欺等の振込先になった預金口座は預金保険機構のホームページで順次公告されます。預金残高を含めた口座情報をご確認ください。

預金保険機構ホームページ <http://furikomesagi.dic.go.jp/>

支払額について

支払額は、口座残高や被害に遭われた方の数等に応じて変わります。

- ・被害者の方がおひとり、かつ対象の犯罪利用口座にお振込みされた総額が当該口座に滞留している場合、被害金は全額支払われる予定です。
- ・犯罪利用口座に滞留している残高が被害金の総額より少ない場合には、金融機関は口座残高を超えて被害金の支払を行うものではありません。またこのうち、被害者が複数の場合には、被害者間で振込金額に応じ按分することとなります。このような場合など、被害金全額の支払ができない場合がありますのでご了承ください。尚、犯罪利用口座の残高が千円未満の場合は、本法令による支払手続の対象とはなりません。

被害金の支払手続について

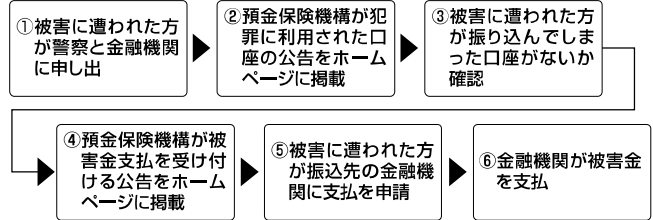
支払手続までには、少なくとも90日以上かかりますのでご了承ください。

被害金支払のお申し出について

振込先の金融機関へ「申請書」「本人確認書類」「振込みの事実を確認できる資料」をお持ちください。(具体的な手続は、お振込先の金融機関へお問い合わせください。)

被害に遭われた方は、お早めにお名前、ご連絡先などをお振込先の金融機関へご連絡ください。預金保険機構による公告前でも、支払が受けられる場合などは、順次お手続等についてご案内させていただくことがあります。

被害金支払の流れ



預金保険制度のご案内

預金保険制度により、当座預金や利息のつかない普通預金などは「決済用預金※」として全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金などは1金融機関につき預金者1人当たり、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

※決済用預金とは「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たす預金です。

預金保険対象商品と保護の範囲は?

預金等の分類		保護の範囲
預金保険の対象預金等(注1)	決済用預金	当座預金、利息のつかない普通預金等
	一般預金等	利息のつく普通預金、定期預金、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託(ビッグなどの貸付信託を含みます)等
預金保険の対象外預金等(注2)		外貨預金、元本補てん契約のない金銭信託(ヒット、スーパーヒットなど)、金融債(保護専用商品以外のもの)等

(注1) 預金保険の対象となっている預金等は次のとおりです。

当座預金、利息のつく普通預金、利息のつかない普通預金、別段預金、定期預金、通知預金、納税準備預金、貯蓄預金、定期積金、掛金、元本補てん契約のある金銭信託(ビッグ等の貸付信託を含む)、金融債(ワイド等の保護専用商品に限る)及びこれらを用いた積立・財形貯蓄商品、確定拠出年金の積立金の運用に係る預金等

(注2) 預金保険の対象となっていない預金等は次のとおりです。

外貨預金、譲渡性預金、無記名預金、他人・架空名義預金、元本補てん契約のない金銭信託(ヒット等)、金融債(保護専用商品以外のもの)

(注3) 1,000万円を超える部分であっても破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われず(一部カットされる場合があります。)

(注4) 保護されない預金等であっても破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われず(一部カットされる場合があります。)

預金保険制度に加入している金融機関は?

- 信用金庫 ○信金中央金庫 ○銀行(日本国内に本店のあるもの) ○信用組合 ○全国信用協同組合連合会 ○労働金庫 ○労働金庫連合会
○株式会社商工組合中央金庫 ○株式会社ゆうちょ銀行

*預金保険は預金等をされまると自動的に成立します。

*農協、漁協、水産加工協等の系統金融機関は、別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています(詳しくは、農水産業協同組合貯金保険機構 TEL.03(3285)1272までお問い合わせ下さい。)

もっと詳しく知りたい方は?

預金保険機構 TEL. 03(6262)6547、各財務局または金融機関の窓口にお問い合わせください。

金融庁・預金保険機構